

○四国地方整備局告示第八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和元年5月28日

四国地方整備局長 平井 秀輝

第1 起業者の名称 愛媛県

第2 事業の種類 県道辰巳伊予和気停車場線改築工事（愛媛県松山市太山寺町地内）及びこれに伴う準用河川付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 愛媛県松山市太山寺町地内

2 使用の部分 愛媛県松山市太山寺町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「県道辰巳伊予和気停車場線改築工事及びこれに伴う準用河川付替工事」（以下「本件事業」という。）は、愛媛県松山市太山寺町地内の延長132mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県道改築工事及びこれに伴う準用河川付替工事である。

本件事業のうち、「県道辰巳伊予和気停車場線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される準用河川の従来機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項に規定する準用河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が準用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道辰巳伊予和気停車場線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により愛媛県知事が県道に認定した路線であり、起業者である愛媛県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により愛媛県が道路管理者であることなどから、

本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、愛媛県松山市辰巳町地内の県道松山港線との接続点を起点とし、同市和気町一丁目地内のJR予讃線伊予和気駅に至る延長約4.64kmの道路であり、地域住民の通勤、通学及び買い物等の日常生活を支えているほか、重要港湾松山港と今治市方面とを連絡する路線の一部として物流等にも利用される重要な路線である。

また、本路線は、沿線に四国八十八ヶ所霊場第52番札所太山寺及び第53番札所円明寺が存在していることから、遍路道として、歩き遍路のほか、自家用車や大型バスによる車遍路にも利用されており、平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、1日当たり10,161台の自動車交通量がある。

このような中であって、未整備である本件区間の最小幅員は3.6mと整備済み前後区間に比して狭小であり、車両同士の離合が極めて困難なことから、旅行速度の著しい低下を招いているとともに、交通事故も発生するなど、自動車の安全かつ円滑な交通が阻害されている状況にある。

また、本件区間には歩道がなく、近隣住民や歩き遍路などの旅行者は、車道の通行を余儀なくされており、日常的に危険な状況にさらされている。

本件事業の完成により、前後区間と連続した幅員による車道及び歩道が本件区間に整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通が確保されるとともに、現在、車道部の通行を余儀なくされている歩行者等の安全かつ快適な通行が確保されるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が環境影響評価に準じて任意で大気質、騒音等について調査を実施しており、その結果によると、いずれにおいても環境基準等を満足するとされた。

また、同調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているアカハライモリ、ベニイトトンボ、ドジョウ、愛媛県レッドデータブックに準絶滅危惧として掲載されているニホンアカガエル等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が確認され

ている。このうち、ニホンウナギ、ミナミメダカ、ドジョウについては、工事中の濁水により、生息環境への影響が予測されたが、施工時に濁水対策を講じることにより影響を回避又は低減するとされている。その他の動物については、いずれも本件事業区域外であることなどから、影響は極めて小さいと予測されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ、カワヂシャ、愛媛県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコバナワレモコウ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。このうち、カワヂシャについては、本件事業区域内に生育地が存するが、同様の生育環境が周辺に広く見られ、その他の植物については、いずれも本件事業区域外であることなどから、影響は極めて小さいと予測されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（3）事業計画の合理性

本体事業は、愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年条例第74号。以下、「愛媛県構造条例」という。）による第3種第3級の規格に基づき、現道拡幅方式により車道及び歩道の整備を行う事業であり、本件事業の事業計画は、愛媛県構造条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、北側拡幅案と南側拡幅案の2案について、社会的、技術的及び経済的な観点から検討が行われている。申請案である北側拡幅案は、南側拡幅案に比べて支障となる物件が少なく、工期も短期間で済み、また事業費が廉価であることなどから、総合的に勘案すると、合理的な案であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

（1）事業を早期に施行する必要性

3（1）で述べたように、現道は幅員が狭小であり、歩道も整備されておらず、

自動車及び歩行者が危険にさらされている状況にあるため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本件区間を校区とする小学校を始め、交通安全協会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外は使用の範囲としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県松山市役所